

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）

- 一 知事直轄組織に知事戦略公室を設置することとした。
- 二 危機管理部
 - 1 危機管理政策課、防災対策推進課、消防保安課、消費者政策課及び安全衛生課を設置することとした。
 - 2 防災対策推進課に事前復興室を設置することとした。
- 三 企画総務部
 - 1 政策企画課、総務監察課、人事課、職員厚生課、総務事務管理課、財政課、管財課、税務課、市町村課、情報政策課及び統計課を設置することとした。
 - 2 総務監察課に法制文書室を、情報政策課に行政DX推進室を設置することとした。
- 四 観光スポーツ文化部
 - 1 にぎわい政策課、観光政策課、万博推進課、スポーツ振興課、スポーツ交流課、文化振興課及び文化資源活用課を設置することとした。
 - 2 観光政策課に交流創造室を、文化振興課に文化プロジェクト室を設置することとした。
- 五 生活環境部
 - 1 生活環境政策課、県民ふれあい課、労働雇用政策課、男女参画・人権課、交通政策課、サステナブル社会推進課、環境指導課及び環境管理課を設置することとした。
 - 2 生活環境政策課に国際交流室を、労働雇用政策課に移住交流室を、サステナブル社会推進課に脱炭素推進室を設置することとした。
- 六 こども未来部
 - こども未来政策課、子育て応援課及び青少年・こども家庭課を設置することとした。
- 七 保健福祉部
 - 1 国保・地域共生課を地域共生推進課に改組することとした。
 - 2 健康づくり課を健康寿命推進課に改組し、同課に国保運営室を設置することとした。
- 八 経済産業部
 - 1 経済産業政策課、企業支援課、産業創生・大学連携課及び産業人材課を設置することとした。
 - 2 経済産業政策課に商務流通室を設置することとした。
- 九 農林水産部
 - 1 もうかるブランド推進課をとくしまブランド推進課に、鳥獣対策・ふるさと創造課を鳥獣対策・里山振興課に、スマート林業課を林業振興課に、森林整備課を森林土木・保全課に改組することとした。
 - 2 農林水産政策課に農地政策室を設置することとした。
- 十 県土整備部

- 1 水管理政策課を河川政策課に、砂防・気候防災課を砂防防災課に、水・環境課を水環境整備課に、運輸政策課を港湾政策課に改組することとした。
- 2 都市計画課にまちづくり室を、営繕課にプロジェクト室を設置することとした。
- 十一 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。
- 十二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第三十八号）

- 一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則**（規則第三十九号）

- 一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う所要の整備を行うこととした。

- 1 徳島県条例施行規則
- 2 徳島県会計規則
- 3 徳島県収入証紙条例施行規則
- 4 徳島県公有財産取扱規則
- 5 徳島県契約事務規則
- 6 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
- 7 徳島県財政事情の公表の閲覧の請求及びその方法に関する規則
- 8 徳島県公舎管理規則
- 9 徳島県港湾施設管理条例施行規則
- 10 河川法施行細則
- 11 徳島県職員被服等貸与規則
- 12 徳島県物品購入審査委員会規則
- 13 徳島県職員の勤務発明等に関する規則
- 14 徳島県補償審査委員会設置規則
- 15 徳島県職員委員会規則
- 16 徳島県用度事業特別会計規則
- 17 徳島県県有車両管理規則
- 18 徳島県庁舎等管理規則
- 19 正木ダム操作規則
- 20 徳島県土地改良財産規則
- 21 生活保護法施行細則
- 22 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則
- 23 福井ダム操作規則
- 24 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則
- 25 徳島県環境影響評価条例施行規則
- 26 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則
- 27 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則
- 28 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則

29 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則
30 徳島県流域下水道事業財務規則

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。